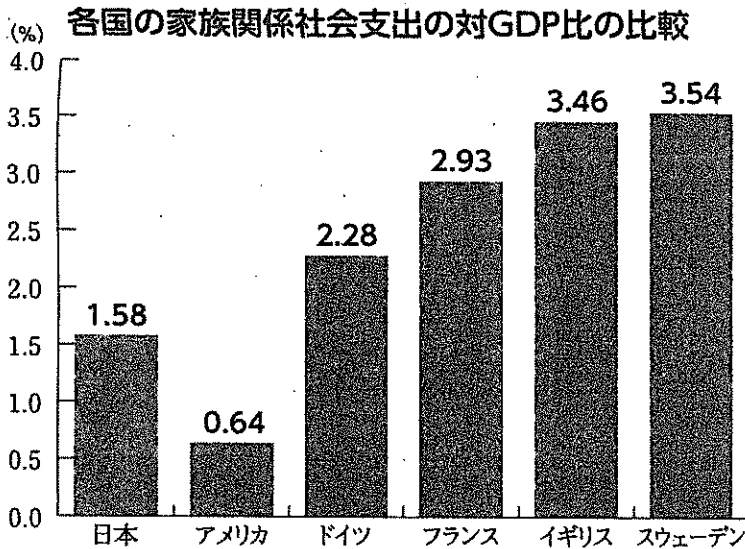


# 児童手当の特例給付改悪

菅義偉政権は中学生以下の子ともがいる世帯へ支給している児童手当について、主たる生計者の年収が1200万円以上の世帯（子ども2人で配偶者が扶養親族の場合）を特例給付の対象から除外する法案を国会に提出しました。子育てを社会全体で支えるという理念をいっそう後退させるもので、「国難」と位置付ける少子化の対策としても逆行しています。

児童手当は3歳未満の子どもに一律1万5千円、3〜15歳に原則1万円を支給します。2010年度（当時は「子ども



国立社会保障・人口問題研究所「社会保障費用統計」(2017年度)から作成

手当)に小学生から中もの、12年6月に所得学生まで対象を拡大した制限を導入。年収960

## 少子化対策にも逆行

万円以上の世帯（子ども2人で配偶者が扶養親族の場合）には、児童手当ではなく、子ども1人当たり月額一律5千円の特例給付を支給することにしました。

経団連や財務省はこの間、支給基準を「主たる生計者の所得」ではなく「世帯の合算所得」にするよう要求。特例給付の廃止も主張してきました。夫と妻の年収がそれぞれ480万円以上あれば児童手当が支給されなくなるのです。

今回の改悪案による支給削減額は370億円。影響を受ける児童数は全体の4%、61万人に上ります。法案の付則には支給要件のさらなる検討も

明記されました。改悪案が通れば、経団連や財務省が世帯合算の導入や特例給付の廃止をいっそう強く求めてくるのは必至です。

1200万円以上の世帯は、配偶者控除や高校無償化の対象からも除外されているうえ、かつて存在した年少扶養控除も子ども手当の創設と引き換えに廃止されたままです。

10年の子ども手当法では、日本の子育て予算は、日本の子育て予算を付け替えてごまかす（家族関係社会支出）が世界でも最低水準で、少子化が進んでいることから、「子どもへの健やかな育ちを個人の課題とするのではなく、社会全体で応援する」という観点から

「欧州諸国と比べて低水準となっており、現金給付、現物給付を通じた家族政策全体の財政的な規模が小さい」と認めるほどです。

政府は、今回の改悪案で浮いた財源を待機児童対策に充てるとしています。ですが、少ない子育て予算を付け替えてごまかすのではなく、富裕層・大企業に応分の税負担を求め、子育て予算を抜本的に増やすことこそ必要です。

『少子化社会対策白書』

（佐久間亮）